

子育て支援の手 続きはお済みで すか？

① 児童扶養手当

父母の離婚などで父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障がいのある子どもを育てている母または養育者（祖父母など）に支給される手当です。

対象は？ 次のいずれかに該当する*子どもを育てている母または養育者。

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父が死亡した子ども
- 父に一定の障がいがある子ども
- 父が法令により、1年以上拘禁されている子ども など

手当の月額は？（所得額に応じた額）

- ① 児童数1人…9,850円～41,720円
- ② 児童数2人…①の額に5,000円を加えた額
- 児童数3人…②の額に3人目以降の児童1人に付き3,000円を加えた額

※次の場合は、手当を受けられません。また、受給者本人や扶養義務者の所得により支給停止になる場合があります。

- 日本国内に住所を有しないとき
- 公的年金を受給できるとき
- 児童福祉施設などに入所しているとき

※子ども…18歳になった年の年度末までの児童。一定の障がいのある児童は20歳まで。

手当の一部支給停止

手当の受給開始から5年、または支給要件（離婚など）に該当してから7年のどちらか早い方が経過した受給者の方は、手当の2分の1が支給停止となる可能性があります。

ただし、次の項目に該当する方などは届出をすれば停止となりません。

- 就業している
- 求職活動を行っている
- 身体または精神の障がいがある
- 負傷または病気で就業が困難
- お子さんまたは親族の介護で就業が困難

※該当する方には、個別に通知します。

② 特別児童扶養手当

精神または身体に、一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

対象は？ 次のいずれかに該当する障がいがある20歳未満の子どもを養育している方

- 療育手帳④、AまたはB程度
- 身体障害者手帳1、2級または3級程度

※このほか、2つ以上の重複障がいにより、該当する場合があります。

手当の月額

- 1級…50,750円
- 2級…33,800円

※次の場合は、手当を受けられません。また、受給者本人や扶養義務者の所得により支給停止になる場合があります。

- 日本国内に住所を有しないとき
- 子どもが障がいによる公的年金を受給できるとき
- 児童福祉施設などに入所しているとき

①②の手当ての受給に関する現況届の提出

① 児童扶養手当、② 特別児童扶養手当を受給している方は、8月以降の受給資格の審査のため、8月31日までに現況届の提出が必要です。

※該当する方には、個別に通知します。

③ ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭、子どもの父または母に一定の障がいのある方、親がいないために、親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の方が、医療保険制度により受診などをした場合、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。（児童扶養手当に準じた所得制限があります）

現況届の提出

ひとり親家庭等医療費のみを受給している方の現況届の提出は11月です。

※該当する方には、個別に通知します。

- ① 児童扶養手当
- ③ ひとり親家庭等医療費…子育て支援課 ☎ 982・9529、☎ 982・5513

- ② 特別児童扶養手当…社会福祉課 ☎ 982・9530、☎ 982・5513

